

カンパリスト

続々と清掃ボランティアキャンペーンに参加していただいています！

参加者の方々からは、「普段はあまり気にする事がなかった海辺のゴミですが実際にゴミ拾いをしてみると思っているよりも多くのゴミが散乱していることがわかりました」「意識していない人も巻き込み、友人たちとこれからも続けていこうと思います。」などの声がありました。

このキャンペーンをきっかけに、ボランティアの輪が広がると嬉しいです。ぜひ家族やお友達と一緒に長与川や大村湾をきれいにしてみませんか？

11月20日時点で
6組88人が参加！



清掃ボランティアキャンペーン実施中！
申込期限は2月末まで

長与川・大村湾沿岸の清掃をしてくださる方にオリジナルタオルプレゼント！
詳しくはホームページをご覧ください。



ふくし通信

12月3日から12月9日は障害者週間です。

長崎県では、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で共に支え合い、安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指して障害者施策を総合的に推進しています。

障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり

長崎県では「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」を平成26年4月から施行しています。条例では、障害を理由として障害のない人と異なる取扱い【不均等待遇】を禁止するとともに、障害のある人の求めに応じて、支障となっている現状の変更【合理的配慮】を行うことを過度な負担とならない範囲で義務としています。

【不均等待遇の例】



【合理的配慮の例】



「障害を理由にした差別？」と思ったり、自分の行為が差別に当たるのかなど、ひとりで悩まずご相談ください。

【障害を理由とした差別に関する相談窓口】

長崎県福祉保健部障害福祉課 ☎895-2450 FAX823-5082
WEBで検索 平和な長崎県づくり条例